

第45回 新型コロナウイルス感染症対策本部会議【通常会議】

日時：令和2年4月6日（月）17:00～

場所：本庁舎 442 会議室

【出席者】 全本部員

トピック ・国・県の主な動き
・その他

1 現状の報告と今後の対応

① 保健所

~~本日の検査【検査件数】 _____ 件 → 〈検査結果〉 陰性 _____ 件 陽性 _____ 件~~
(明日の予定件数 _____ 件)

② 電話相談

〈主な内容等〉

(健康医療相談) 昨日〈最終〉 111 件 本日〈16時〉 _____ 件

(一般相談) 昨日〈最終〉 73 件 本日〈16時〉 _____ 件

(融資等相談) 4/3 (金) 相談件数 41 件

(融資 8 件 セーフネット 26 件 その他 7 件)

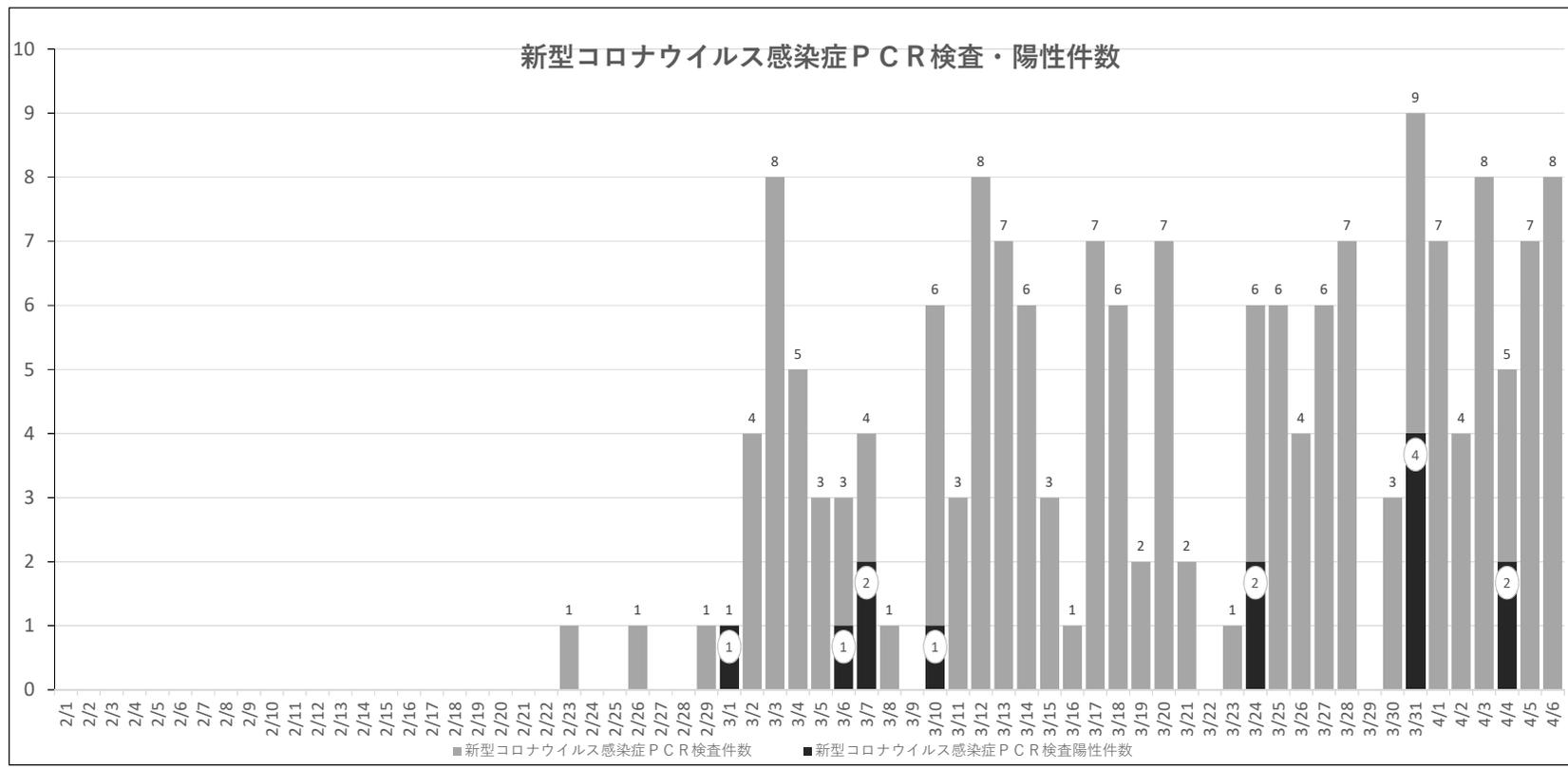
セーフネット等認定数 13 件

③ 児童・生徒対応

④ 経済対策

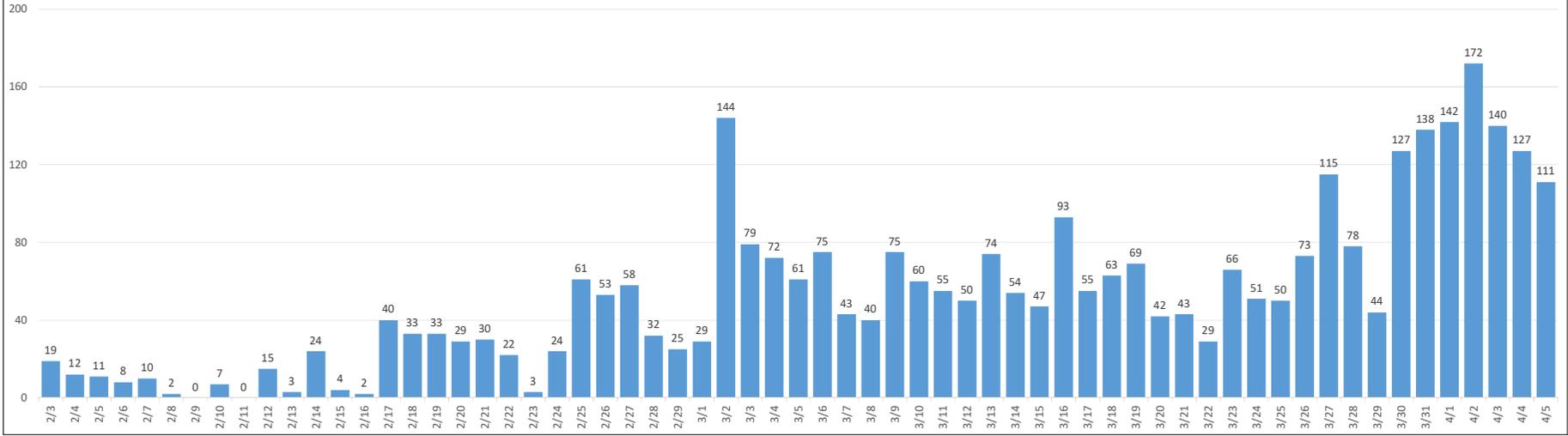
⑤ 広報

⑥ その他



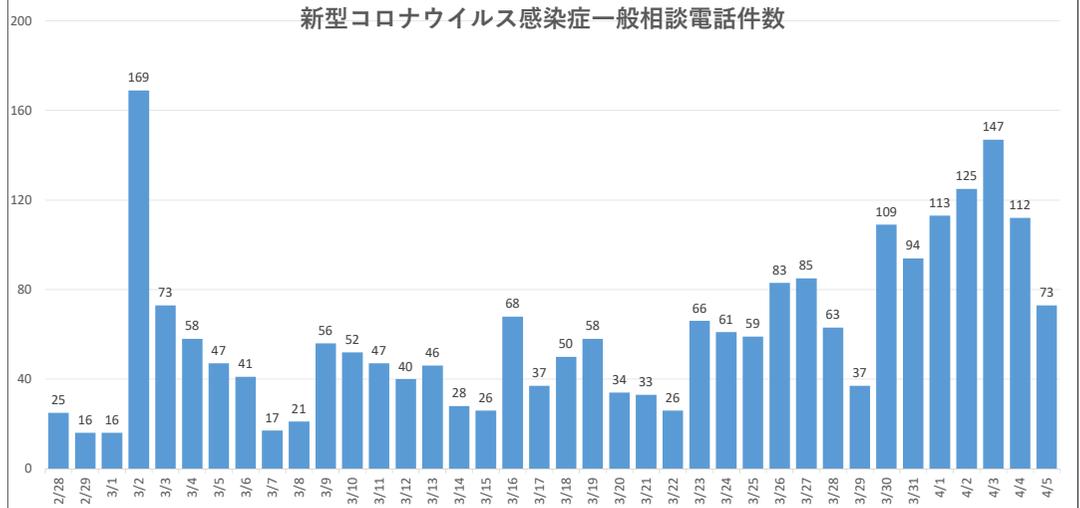
検査件数累計	4/6 迄	171	陽性件数累計	4/6 迄	13
--------	-------	-----	--------	-------	----

新型コロナウイルス感染症保健所相談電話件数



累計	4/5迄	3346
----	------	------

新型コロナウイルス感染症一般相談電話件数



累計	4/5迄	2311
----	------	------

新型コロナウイルス感染症 融資等相談件数

(4月3日 17時30分現在)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
4月1日	8	25	0	33	12
4月2日	5	33	2	40	20
4月3日	8	26	7	41	13
4月4日					
4月5日					
4月6日				0	
4月7日				0	
4月8日				0	
4月9日				0	
4月10日				0	
4月11日					
4月12日					
4月13日				0	
4月14日				0	
4月15日				0	
4月16日				0	
4月17日				0	
4月18日					
4月19日					
4月20日				0	
4月21日				0	
4月22日				0	
4月23日				0	
4月24日				0	
4月25日				0	
4月26日				0	
4月27日				0	
4月28日				0	
4月29日					
4月30日				0	
合計	21	84	9	114	45

参考 (月別合計)

	相談件数				セーフティネット等 認定数
	融資相談	セーフティネット	その他	合計	
令和2年3月	59	455	38	552	213

緊急事態宣言について.txt

●『緊急事態宣言』（特措法32条）

- ・首相が「政府対策本部」を設置し、緊急事態宣言の要件に該当した場合に、首相が①期間、②区域、③事案の概要を特定して『緊急事態宣言』を出す。
- ・緊急事態宣言の要件とは、「国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれ」、「全国かつ急速なまん延により国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれ」

●都道府県知事が実施可能になる措置（特措法45条）

『緊急事態宣言』が発令されると、都道府県知事が下記の措置の実施が可能となる。

（1）「住民に外出自粛要請」

- ・今、自治体が出している「自粛要請」と変わらない。
- ・日本は罰則がないため強制力はない。罰則はないが、法的根拠があるため重大性が伝わる。
- ・日本では欧米のような都市封鎖はできない。（欧米は罰則がついていることが多い。）
- ・医療機関への通院、生活必需品の買い物、必要不可欠な職場への出勤、健康維持のための散歩やジョギングなど、生活の維持に必要な場合には外出できる。

（2）「休校などの要請・指示」

- ・強制力はないが、法的根拠はある。多くの自治体や私立学校が従うと考えられる。

（3）「大規模施設の使用制限の要請・指示、イベントの開催制限や中止の要請・指示」

- ・指示に強制力はない。
- ・ただし、自治体を対象となる施設などを公表するため、従う施設は多いと考えられる。
- ・学校や映画館、百貨店などの施設に対し、法律に基づく使用制限を要請できる。
- ・指示に従って施設やお店を閉めた場合の経済的損失の補償については、法律の条文には「補償する」とは書かれていないが、補償については政治判断になる。
- ・要請のため、命令・禁止となれば、それなりの補償も考える必要がある。

（4）「臨時の医療施設設置で土地や家屋を使用、医薬品などの売り渡しの要請・収用」

- ・都道府県知事は医薬品や食料品の生産・販売・輸送業者らに売り渡しを要請できる。
- ・罰則を伴った強制力がある。
土地や家屋の使用を拒否した場合は『30万円以下の罰金』
売り渡しの拒否の場合は『6か月以下の懲役または30万円以下の罰金』

（感染症法の改正）

- ・商業施設やビルなどで集団感染が確認され、まん延を防ぐために緊急の必要があると認められた場合に限り、都道府県知事が建物の封鎖や立ち入りを制限できる。
- ・周辺の道路などを最長で72時間遮断できる。
- ・従わなかった場合は『50万円以下の罰金』